㈠　供用中の道路において、路面覆工により一般交通を確保した工事であること。

上記すべての施工実績を有すること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事でなくてもよい。

また、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㈠の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㈠、㈡の施工実績を有し、他の構成員は、上記㈠の施工実績を有すること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事でなくてもよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　申請書及び資料の提出期限の日から工事に係る見積書の開封の時までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は説明書による。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

２）１人の者が、平成21年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㈠に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記⑴⑤㈠の工事経験を有していればよい。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任（監理）技術者が上記⑴⑤㈠の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

４）配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を説明書別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は手続に参加できない。詳細は説明書による。

⑶　手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事は横浜湘南道路において、本線のボックスカルバート及びＵ型擁壁を構築する工事である。

横浜湘南道路の本線構造物となるボックスカルバート及び擁壁の構築工事においては、交通量の多い国道１号（約４万台）及び、交差する県道藤沢厚木線（約４万台）の交通への影響を考慮した交通運用を行いながらの工事が必要である。

また、沿道には大規模マンションや戸建て住宅が密集しているなかで、本体構築に必要な大規模仮設や大規模掘削（幅約50m、深さ約15m）を行いながら、施工を行う必要がある。

さらに、施工にあたっては、工事が長期化しており、工期短縮と周辺生活環境の影響を最小化する必要がある。

このため、最適な施工方法で工事を実施するためには、適用可能な施工方法の選定や、技術、経験、知識が必要である。

このような状況下で施工者独自の高度な技術力の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、本工事に関する技術提案を下記１）から４）について求める。

１）技術協力業務の実施に関する提案①：15点

２）施工期間の短縮に有効な本体工・仮設工の構造及び施工方法の提案②：45点

３）施工期間中における一般交通への影響を回避又は低減する交通運用に関する提案③：20点

４）リスクや隣接工事を想定した工程管理に関する提案④：20点

⑵　優先交渉権者の選定　上記３⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑶　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案２）の点数の高いもの

２）技術提案３）の点数の高いもの

３）関東地方整備局における一般土木工事の有資格者名簿の上位者

なお３）について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑷　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積書の開封を実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　手続等

⑴　担当部局　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

電子メール　ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間及び方法　説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴に電子メールにて依頼を行うこと。交付期間は令和７年３月10日から令和７年４月10日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から15時00分までとする。